

千葉市公告第369号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為及び開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

平成30年5月22日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
緑区辺田町115番1、同番5の一部、同番7乃至同番23、116番8乃至同番41
- 2 開発行為に関する工事の区域  
緑区辺田町116番42、同番7地先赤道の一部（道路）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
千葉市緑区鎌取町230番地  
サンツリー商事株式会社  
代表取締役 森 大和